

虐待防止のための指針

1 当事業所に於ける虐待防止に関する基本的な考え方 虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待防止に該当する次の行為のいずれも行いません。

- ① 身体的虐待：利用者の身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴行を加え、または 正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
- ② 放棄・放置：利用者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、他の利用者による身体的虐待・性的虐待・心理的虐待に掲げる行為と同様の行為の放置、その他の利用者や養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ③ 心理的虐待：利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応または不当な差別的な言動、その他の利用者や著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ 性的虐待： 利用者にワイセツな行為をすること、または利用者にワイセツな行為をさせること。
- ⑤ 経済的虐待：利用者の財産を不当に処分すること、その他利用者から不当に財産上の利益を得ること。

2 虐待防止委員会その他事業所内の組織に関する基本方針

- ① 虐待防止委員会の設置及び開催 虐待防止に努める観点から「虐待防止委員会」（以下、「委員会」という。）を設置します。委員会は、年 3 回以上開催し、次の事を協議します。

- (1)虐待の防止のための指針の整備に関すること
 - (2)虐待防止のための職員研修に関すること
 - (3)虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備すること
 - (4)職員が虐待等をした場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
 - (5)虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の防止に関すること
 - (6)再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること
- ② 委員会の構成 委員会は委員長を置き、他指定した職員数名の委員構成で行います。 -

3 虐待防止のための職員研修に関する基本方針 虐待防止のための職員研修を年 1 回以上実施します。研修内容は基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護および虐待防止を徹底します。研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、会議録を作成し保存します。

4 事業所内で発生した虐待報告方法等の方策に関する基本方針 利用者本人および保護者、職員等からの虐待の通報があるときは、虐待防止 対応マニュアル

ルに基づき対応します。また、職員は虐待を発見した際、障がい者虐待防止法に基づき、市町村に通報する義務があります。同時に虐待防止受付担当に通報します。

- 5 虐待発生時の対応に関する基本方針 虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であったことが判明した場合には役職位の如何を問わず、厳正に対処します。また、緊急性の高い事案の場合には、市町村および警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の安全を優先します。
- 6 施設における虐待防止対応についての基本方針
 - (1) 施設における虐待の種類を把握し、虐待防止マニュアルに基づき対応していく。
 - (2) 施設で虐待を発見した際の対応について、虐待を受けたと思われる者を発見し、生命または重大な危険が生じている場合は、速やかに市に通報し、適切な対応をしていく。
 - (3) 虐待の対応方法について、事実確認、事情聴取、通知・改善計画の提出、話し合いの経緯を経て虐待防止マニュアルに基づき適切な対応をしていく。
- 7 身体拘束の排除に関する基本方針 身体拘束を防ぐためには、身体拘束防止規程の周知だけでなく、身体拘束がもたらす数々の弊害や、拘束が拘束を生むという悪循環の実態などについて幅広く意識啓発を図る必要があります。「身体拘束はやむを得ない」や「廃止は不可能」といった固定観念や認識を正していく努力が必要である。介護保険法及び障害者総合支援法では、例外的に身体拘束が容認される「緊急やむを得ない場合」の規定があり、具体的な要件、その場合の手続き及び具体的な拘束に関する記録の義務が定められている。
- 8 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 当該指針は、事業所内に掲示等するとともに、ホームページにも掲載し、利用者および職員等がいつでも閲覧できるようにします。
- 9 その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針 「虐待防止のための職員研修に関する基本方針」に定める研修のほか、外部機関により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽を図ります。

令和 4 年 4 月 1 日 制定